

# 7

## D V ドメスティック・バイオレンス

(Domestic Violence)

### 1. DV被害について

配偶者など親密な関係にある（あった）相手から受ける暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）もしくは配偶者間暴力と呼びます。力（パワー）、権力を使う者が、以下のような暴力を使って相手を思い通りに支配（コントロール）します。

身体的暴力	なぐる、ける、物を投げる、髪をひっぱる、首をしめる 刃物などの凶器をからだにつきつける など
精神的暴力	大声でどなる、暴言を吐く、子どもに危害を加えると言っておどす、何を言っても無視する など
性的暴力	見たくないのにポルノビデオ・雑誌を見せる、性行為の強要、避妊に協力しない など
経済的暴力	生活費を渡さない、借金を作る、レシートや釣り銭を細かくチェックする など
社会的暴力	メールや電話のチェック、行動を監視したり、制限する 実家の家族や友人との関係を制限する など

※ 親が暴力を振るわれたり暴言を浴びせられたりするのを子どもが目撃する「面前DV」は子どもへの「心理的虐待」となります。

暴力の責任は加害者にありますが、中には加害者の暴力行為は自分に原因があると自分自身を責める被害者もいます。長期間にわたる加害者からのコントロールにより、自分の考えに自信を持ってない、加害者からの報復が怖い、加害者と離れることに不安を感じているなどの理由から被害者自ら行動をおこすことが難しい場合もあります。被害者だけで問題を解決するのが困難な場合は、適切な機関につなぐ必要があります。

なお、特別な人だけがDVの加害者、被害者になるわけではありません。当事者の学歴、職業、国籍等は関係ありません。

## 2. DV被害に遭ったときに

### ●加害者から逃げたい、安全な場所で保護してほしい

配偶者暴力相談支援センターや警察に相談します。一時保護の間、被害者は安全な場所で職員とともに今後について考えることができます。

### ●加害者が近づかないようにしたい

事前に警察または配偶者暴力相談支援センターに相談した後、被害者が地方裁判所に保護命令を申し立てます。加害者に対して、被害者や子どもに近づくことを禁じる接近禁止命令（6か月）のほか、被害者と同居している家から退去することを命じる退去命令（2か月）があります。

### ●加害者と別れたい

別居中の生活費・養育費や離婚などの法的手続きについては、弁護士に相談するの一案です。法テラスや弁護士会でも相談を受け付けています。

### ●加害者と離れて生活したいが経済的なことが心配

ひとり親家庭等が利用できる資金の貸付や手当または生活保護についての相談は市区町村が窓口になります。

### ●警察への相談

加害者からの身体的暴力により危険がある場合は迷わず110番することが大事です。その他にも事前に警察の人身安全対策 担当窓口に自分の状況等を伝えることにより、安全を守るための助言が得られます。

#### <DV加害者がアメリカ軍人の場合>

アメリカ軍基地及びアメリカ軍関連施設の中のことについては、基地の支援センター（Family advocacy program）や憲兵隊（Military police）にご相談ください。基地及び関連施設の外のことについては、沖縄県警や地方自治体が運営する配偶者暴力相談支援センター等のDV相談窓口にご相談ください。

日本では、DV加害者が被害者に近づかないようにするために、「保護命令」を申し立てることができます。しかし、基地内では、この命令の効力が実質的には生じないため、基地内の保護については、状況に応じて軍事保護命令（Military protection order）を別途に取得する必要があります。

※ 沖縄県で配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ機関は、沖縄県女性相談所、沖縄県北部福祉事務所、中部福祉事務所、南部福祉事務所、宮古福祉事務所、八重山福祉事務所になります（連絡先は53頁）。

## ●海外でのDV被害について

日本で生活している間は特に問題はなかったものの、配偶者の国に移動してからDVが顕在化することがあります。日本では自分ひとりでできたことが海外では言葉の問題等から配偶者に頼らざるを得なくなり、夫婦の間に上下関係ができ、一方がもう一方をコントロールするようになります。

語学ができないことは、適切な情報や支援につながる際に大きな障害となります。配偶者からの暴力に危険を感じ警察に通報したが、語学力不足から日本人被害者の主張が通じなかったということもあるようです。また、警察を呼んだとしても、海外で加害者なしで生活することへの不安等から加害者から暴力を受けていないと答えてしまい、DV被害がなかったと記録され、その後の離婚や親権の手続きで被害者からのDVの主張がそれほど考慮されなかった事例もあります。

自己防衛として加害者に反撃した結果、相手が傷を負えば、被害者と加害者がどちらも逮捕されてしまう可能性があることや、加害者側からの訴えにより、被害者に対して子と配偶者（加害者）との接近禁止命令が出ることもあります。このような点には注意が必要です。

### Point!

大使館・領事館ではDVを含め、家庭の問題に対応する米国内の相談機関、団体、弁護士等の紹介や情報提供等を行っています（連絡先は58頁）。

